

西蒲民商コーナー

2021年5月17日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372
FAX 0256・72・3321

新潟市が時短要請を解除

全ての中小業者に補

償を求めます！

新潟市は、4月16日、コロナ対策として飲食店に時短要請を5月9日解除しました。

新潟市は、市内約4千店に時短協力金を出すと行っていますが、この制度を使って商売を継続していきましょう。

(時短要請協力金内容)

- ◎ 4月21日(水) 0時～5月9日(日) 24時までの期間、午前5時～午後9時まで(酒類は8時)の時短要請に応じた店
- ◎ 時短要請の支給額。19日間で47・5万円から380万円まで
- ◎ 支給例

前年度の売上が一日当たり8万3333円以下の場合(年間3042万円以下)

一日当たり2・5万円×19日=47・5万円

* 売上減少額方式も選択できます。

◎ 必要書類や計算例は市のホームページで公表されています。

西蒲民商でも相談を受け付けています。



卷地区のスナックが入会！

卷でスナックを経営するBさんは、確定申告や県の事業継続支援金(20万円)などの相談に来ていましたがこの度民商に入会しました。

Bさんは「飲食店を一人で経営していく心細かったが知り合いの店主も民商に入会していたので安心です。これからもなんでも相談します」感想を述べています。

労働保険の年度更新、新規加入を

労働保険(労災保険、雇用保険)は、労働災害や従業員を雇うときに、加入しなければなりません。従業員は、正社員、パート、アルバイト等です。

- ① 仕事中のケガや病気、灾害、通勤中の事故
- ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
- ③ 事業主が災害の危険がある場合は特別加入が出来ます。

全商連・西蒲共済に感謝

「いつもお世話になっています。夫ががんで入退院を繰り返して2年半になります。夫も仕事ができず無収入なので非常に助かっています。ありがとうございます」と(建材業)

「仕事中に転落して大怪我をして2ヶ月入院した」(電気工事)「交通事故で長期入院して仕事ができない」(建築)など民商共済に感謝の言葉が寄せられています。

民商共済は月千円の会員同士の助け合い制度で年120日(36万円)の見舞金がでます。夫婦で加入しますよ。